平成15年(行ケ)第480号 審決取消請求事件(平成16年11月1日口頭弁

判 決

ティーエスコーポレーション株式会社(旧商号:帝人製機株式

会社)訴訟承継人

原

ナブテスコ株式会社

訴訟代理人弁護士 野村晋右 髙橋利昌 鈴木良和 同 弁理士 栗原浩之 同 被 東レ株式会社

櫻井彰人 訴訟代理人弁護士 弁理士 岩見知典

王 文 特許庁が無効2003-35055号事件について平成15年9月2 2日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第 1

主文と同旨

当事者間に争いのない事実 第2

特許庁における手続の経緯

被告は,名称を「ボビンホルダー」とする特許第2060080号発明(昭 和61年2月20日特許出願〔以下「本件特許出願」という。〕、平成8年6月1 0日設定登録,以下,その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

原告は、平成15年2月13日、本件特許を無効にすることについて審判の

請求をし、無効2003-35055号事件として特許庁に係属した。 特許庁は、上記事件について審理した上、同年9月22日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年10月2日、原告に送達 された。

本件特許出願の願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。)の特

許請求の範囲記載の発明(以下「本件発明」という。)の要旨

(A) 一端部側に中空部を有し、ボビンを把持するための保持機構が設けられ たボビンホルダー部と、一端部が駆動手段に接続され、他端部が前記中空部内を貫通して前記ボビンホルダー部に固定されるボビンホルダー軸とから構成されたボビ

- 過して開設・ファン・ ンホルダーであって、 (B)前記ボビンホルダー軸は、前記ボビンホルダー部と前記ボビンホルダー (B)前記ボビンホルダー軸は、前記ボビンホルダー部と前記ボビンホルダー 軸との接続部近傍においてフレームから前記中空部内に突出された管状支持体で回 転自在に支承され、かつ、
- (C) 前記ボビンホルダー部の中空部肉厚が、上記ボビンホルダー軸との接続 部側で厚くされ,該接続部から前記フレーム側に延びる前記一端部側で薄くされて いることを特徴とするボビンホルダー。

(以下,本件発明の構成を,上記分節に従い,それぞれ「構成(A)」~「構成(C)」という。)

審決の理由

審決は,別添審決謄本写し記載のとおり,請求人(注,原告)の主張する無 効理由、すなわち、①本件発明は、本件特許出願前に頒布された刊行物である実願 昭59-58899号(実開昭60-170354号)のマイクロフィルム(審判 甲1·本訴甲4,以下「引用例」という。)に記載された発明(以下「引用発明」という。)であり、特許法29条1項3号の規定により特許を受けることができな いものであり、また、②引用例、特公昭57-25466号公報(審判甲2·本訴甲5,以下「甲5公報」という。),特開昭59-212366号公報(審判甲 3・本訴甲6,以下「甲6公報」という。),特開昭59-217567号公報 (審判甲4・本訴甲7,以下「甲7公報」という。)及び特公昭51-42214 号公報(審判甲5・本訴甲8,以下「甲8公報」という。)により本件特許出願前 に周知の構造のボビンホルダーに、引用例、特公昭59-8616号公報(審判甲 6・本訴甲9、以下「甲9公報」という。),特開昭55-123847号公報

(審判甲7・本訴甲10,以下「甲10公報」という。),米国特許第4,429,838号明細書(審判甲8・本訴甲11,以下「甲11明細書」という。)及び実願昭58-93362号(実開昭60-1996号)のマイクロフィルム(審判甲9・本訴甲14,以下「甲14マイクロフィルム」という。)により本件特許出願前に周知であるボビンホルダー等の中空部肉厚をその長手方向に変化さるという技術的事項を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができないものであり、同条2頃の規定により特許を受けることができないものであるとの主張に対し、①本件発明は、引用発明であるということはできず、また、②本件発明は、引用発明、甲5公報~甲10公報、甲11明細書及び甲14マイクロフィルムに記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではないから、請求人の主張及び証拠方法によっては本件発明に係る本件特許を無効とすることはできないとした。第3 原告主張の審決取消事由

審決は、本件発明の引用発明に基づく新規性についての認定判断を誤り(取 消事由 1)、本件発明と引用発明との相違点についての認定判断を誤った(取消事 由 2 )ものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由 1 (本件発明の引用発明に基づく新規性についての認定判断の誤り)

- 2 取消事由2(本件発明と引用発明との相違点についての認定判断の誤り) (1)審決は、本件発明と引用発明との相違点として認定した、「本件発明のボビンホルダーは、ボビンホルダー部の中空部肉厚が、ボビンホルダー軸との接続部側で厚くされ、接続部からフレーム側に延びる一端部側で薄くされている(構成(C))のに対し、甲第1号証(注、引用例、甲4)記載のボビンホルダ36の中空部肉厚は、ボビンホルダー軸にあたる回転軸37との接続部側と、接続部からフレーム側に延びる一端部側とで等しい点」(審決謄本7頁(相違点))について、「甲第1号証には、ボビンホルダー(糸条巻取装置)を構成する部材の臨界回転数

- (1次共振点)を運転回転数範囲より大きくして、装置の振動を防止するという技術思想は記載されているが、これはもっぱら中間軸の剛性を高めることによって現しており、本件発明の構成(C)に係る、ボビンホルダー部(ボビンホルダ36)の工夫の点については何ら言及されていない・・・。また、この点は、甲第2号証~甲第5号証(注、甲5公報~甲8公報)にも記載はない」(同7頁最終を一名頁第1段落)、「甲第9号証(注、甲14マイクロフィルム)は、ポンプモタという特定の技術分野において、上記技術事項が公知であったことを示すものであるが、甲第9号証のみを唯一の根拠として、かかる技術事項が、一般に、中空部を有する部材の高速化という技術分野において周知であったとすることはできない」(同9頁第3段落)として、本件発明の引用発明に基づく容易想到性を否定したが、当然に考慮すべき周知事項を看過し、容易想到性の判断を誤ったものである。
- (2) 甲8公報には、「巻始めから巻終りに至る広い回転数範囲に関連した回転数の高さが、装着機構の支承、特に装着機構を片持ち式に支承させるばあいの支承の点に問題を生ぜしめるのは明らかである。この片持ち式の支承は、巻取り装置操作上有利であり、しかも空の糸巻管の取付けおよび満管の取外しを簡単化する。と取り動作中に臨界回転数が生じないように装着機構を支承させるということが特別な問題として提出されている。臨界回転数の原因としてはこのばあい軸の緩衝さい個有震動があげられる(例えば、ドウベルの機械構造のためのハンドブック、Dubbels. Taschenbuch. fur. den. Maschinenban、第12版第1巻268ページ)。臨界回転数で装着機構を駆動すると著しい震動が生じ、この震動が装着機構または別の機械部分の損傷を招く。この種の装着機構の臨界回転数を回避するのは、巻取り動作の経過につれて次第に大きくなる管糸によって臨界回転数が減少してくるので困難である。臨界回転数の除去には理想的には、

<sup>ω</sup> K =√ c /m

という式が与えられる。このばあい、"Kは臨界回転数を、cは装着機構およびその支承部材の弾性定数を、mは巻取り動作の経過につれて増大する管糸の質量を含めた装着機構の質量を表わしている。臨界回転数の発生を回避させる1つの可能性は、臨界回転数を運転回転以上に置くように装着機構およびその支承部材を鋼性に設計することである」(2欄最終段落~3欄第2段落)と記載され、特公昭57-22864号公報(甲16、以下「甲16公報」という。)にも同様の記載がある。

- 上記式。K=√c/mは、中空部を有する片持ちの円筒を回転させる場合に、円筒はやわらかいほど回転数を少し高くしただけで振動するが、硬いほど回転数を少し高くしただけで振動するが、硬いほど回転速度をより高くしても振動しにくいことを意味けいる。そして、このような理論的根拠に基づいて、甲8公報及び甲16公報は、だいる。そして、このような理論的根拠に基づいて、甲8公報及び甲16公報は、だいで表すして、このような理論的根拠に基づいて、甲8公報及び甲16公報は、だいである。そして、このような理論的根拠に基づいて、時の世界回転数以上に置くように、ボビンホルダー部を含む装着機構(ボビンホルダーの部を含む、ボビンホルダーのあるボビンホルダーのあるボビンホルダーのあるボビンホルダーののも、接着機構(ボビンホルダーのあるボビンホルダーをであれば、装着機構(ボビンホルダー)のあるボビンホルダーをであるが、一部であるボビンホルダーをであるが、一部であるボビンホルダーをであるが、一部であるボビンホルダーのようなが、大端を対して、ボビンホルダーをできたでは、大端を対して、大端を対して、大端を対して、大端を表別に行いる。とは、通常よく行われており、当業者が容易に行い得る設計事項にするい。
- (3) また、甲14マイクロフィルムには、審決が認定するように、「ポンプモータの回転軸について、一端にインペラを取り付け、このインペラの取り付け部を案内軸受けによりオーバーハング状態で支持するものにおいて、インペラ取り付け部より案内軸付近まで中空とするとともに、この中空部分の肉厚をインペラ取り付け部より案内軸受付近が厚くなるよう軸方向に肉厚を変化させたものが記載されており、このようにすることにより、固有振動数を高くして、運転する回転数域より遠ざけることが記載され」(審決謄本9頁第2段落)、片持ち支持された中空部を有する円筒である回転軸を高速回転させた時に、固有振動数によって決定される危険速度の発生を防ぐ必要があるが、固有振動数は回転軸の剛性と質量によって決定

されるから、片持ち支持された中空部を有する回転軸の肉厚を根元側で厚く、先端側で薄くすることにより回転軸を鋼性に設計し、固有振動数を運転回転以上に置くようにするという解決課題及び解決手段が周知事項として開示されている。そうすると、引用発明の技術課題と甲14マイクロフィルムに記載された技術課題とは、全く同様であるから、引用発明に甲14マイクロフィルムに記載された解決手段の適用を試みることは、むしろ自然というべきである。

一さらに、片持ち支持した部材の断面積を変えて先端を細くすることと同様に、片持ち支持した中空軸の肉厚を根元側を厚く(横断面積を大きく)し、先端側を薄く(横断面積を小さく)した中空軸は、全体の肉厚を一様に根元側の厚さとした中空軸よりも固有振動数が大きくなるであろうことは、昭和40年5月30日朝倉書店発行「機械設計ハンドブック」(甲12-1、2、以下「甲12刊行物」という。)及び昭和36年9月5日社団法人日本機械学会第3刷発行「機械工学便覧改訂第4版」(甲13、以下「甲13刊行物」という。)により、当業者に周知の技術であることは明らかである。

(4) 審決は、「上記甲号証(注、甲9公報、甲10公報及び甲11明細書)のいずれにも、ボビンホルダーに対応する部材の肉厚を変える旨の文章による明示的な記載はなく、また、肉厚を変える理由についての記載も一切ない。・・・甲第1号証(注、引用例、甲4)記載のものに、かかる周知事項を適用することは、そも、その必要性を見出せず、動機付けに欠けるから、当業者が容易になし得たことであるとは言えない。また、仮に適用したとしても、本件発明の形式のボビンホルダーにおいて、ボビンホルダー部の肉厚をどのように変えるかということを、該周知事項はまったく教示していないから、その適用により、当業者が容易に本件発明をなし得たとも言えない」(審決謄本8頁下から第5段落~第2段落)と認定判断したが、誤りである。

上記(2), (3)の周知事項を考慮すれば、引用発明に、ボビンホルダーの技術分野における周知事項である片持ち支持された中空部を有する円筒であるボビンホルダー部の肉厚を根元側で厚く、先端側で薄くするという技術的事項を適用して本件発明に想到することは、当業者が容易にし得ることである。

(5) 以上のとおり、甲8公報及び甲16公報には、ボビンホルダーの臨界回転数(危険速度)の発生を回避するために、臨界回転数(危険速度)を運転回転数以上に置くように、ボビンホルダー部を含む装着機構(ボビンホルダー)を鋼性に設計するという技術的思想が、周知事項として開示され、甲14マイクロフィルムには、片持ち支持された中空部を有する回転軸の肉厚を根元側で厚く、先端側で薄くすることにより、回転軸を鋼性に設計し、固有振動数を運転回転以上に置くようにするという解決手段が周知事項として開示されているのであるから、引用発明にこれら周知の技術を適用することは、当業者が容易に想到し得ることである。第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 1 取消事由 1 (本件発明の引用発明に基づく新規性についての認定判断の誤り) について

- (1) 構成(C)の「中空部肉厚」の前に「前記」が付されていないのは、「中空部肉厚」が、構成(A)及び構成(B)に一度も現れない上に、直前に「上記ボビンホルダー部の」とあるので、「前記」を付すまでもなく、意味が明確であるからにすぎない。
- にすぎない。 (2) ボビンホルダー部の一端部側が中空部の片持ちの円筒の固有振動数は、甲 13刊行物の記載などから明らかなように、円筒の剛性が高いほど高い値となり、 円筒の重さが重いほど低い値となる。したがって、中空部の重さに対するボビンや 保持機構の重さが無視できるほど軽い場合は、剛性の低下の影響よりも、中空部の 重さの変化の影響の方が大きいので、危険速度が高まる場合もあり得るが、現実に は、ボビンや保持機構の重さが無視できないから、逆に危険速度が低くなるのがは、ボビンや保持機構の重さが無視できないから、逆に危険速度が低くなるのが 通である。一方、本件発明は、中空部の危険速度に対し、接続部に近い部位においては、中空部の剛性が自重より影響が大きく、一端部に近い部位においては、自重が剛性より影響が大きいという、本件発明者の知見に基づいて、一端部に近い部位の の厚みのみを薄くすることにより、中空部の接続部に近い部位における剛性を維持したまま、中空部の一端部に近い部位の自重を低減するので、危険速度が向上するのである。
- (3) ボビンホルダーの危険速度とは、静止状態からボビンホルダーの回転を開始し、回転数を増大し続けるとボビンホルダーの振動の振幅が大きくなる特定の回

転数であり、基本的に、ボビンホルダーの材質や形状によって定まる固有振動数 (臨界振動数)に一致する。固有振動は、ボビンホルダー部の一端部側中空部の 元から先の変形に伴う振動であるから、ボビンホルダー軸とボビンホルダー部と的接続部や他端部側の中空部、ボビンホルダー軸は、実質的に振動せず、ボビンホルダー部の一端部側中空部は、他とは独立して振動するから、ボビンホルダー部の 個別の一端部側の中空部があったとしても、この他端部側中空部の厚みが一端部側の中空部の危険速度に影響することはない。このように、変形する部位は、ボビンホルダーのの危険速度に影響することはない。このように、変形する部位は、ボビンホルダーがのである部位は、ボビンホルダーをである。したがって、ボビンホルダーがの変形に伴う固有振動には影響を与えない。したがって、この固有振動に関する危険速度がアップすることはなく、一端部側中空部の肉厚が均一である引用発明のボビンホルダーが、本件発明のボビンホルダーと同一の作用効果を奏することはない。

- 2 取消事由2(本件発明と引用発明との相違点についての認定判断の誤り)について
- (1) 片持ち支持した中空軸の肉厚を根元側を厚く(横断面積を大きく)し、先端側を薄く(横断面積を小さく)した中空軸は、全体の肉厚を一様に根元側の厚さとした中空軸よりも固有振動数が大きくなるであろうことは、甲12刊行物及び甲13刊行物により、当業者に周知の技術であるとの原告の主張は、それ自体、誤りであるばかりか、仮に、上記技術的事項が当業者に周知の技術であったとしても、そのことだけで、本件発明が、当業者に容易に想到し得たものであるということはできない。
- (2) 引用例(甲4)には、ボビンホルダー軸(中間軸48,回転軸37)における危険速度の問題の解決が開示され、甲8公報にも、ボビンホルダー軸(軸中央 部分19、軸部分10)における危険速度の問題の解決が開示されている。すなわ 甲8公報記載の発明は、ゴム部材を用いて、あえてボビンホルダー軸における これを運転回転数より十分小さくし、ボビンホルダー 危険速度を低くすることで、 全体の振動問題を解決するというものであり、ボビンホルダー全体の振動問題は、 ボビンホルダー軸における振動問題に帰結するという当業者の認識の下でされたも のである。これに対し、本件発明のボビンホルダー部の一端部側の中空部の肉厚の 影響は、当業者には思いもよらない点であった。引用例は、甲8公報記載の発明の 延長線上にある発明を開示するものにすぎず、ボビンホルダー全体の危険速度の問 題は、ボビンホルダー軸における危険速度の問題に帰結するという当業者の認識の 下でされたものである。また,甲5公報~甲7公報には,危険速度の問題は言及さ れていない。結局、引用例及び甲5公報~甲8公報は、本件特許出願当時におい て、構成(A)及び構成(B)を具備するボビンホルダーについて、均一な肉厚を 有する。ボビンホルダー部の一端部側の中空部の危険速度の問題に着目し 解決することにより中空部を長くし、小径ボビンを使用して高速回転を可能にする長尺ボビンホルダーを提供するという本件発明の課題(本件明細書〔甲1〕3欄下 から第2段落)が、当業者には知り得ないものであったことを示しているというこ とができる。したがって、このような状況にあって、仮に、原告主張の技術的事項 が当業者に周知であったとしても、その技術的事項を構成(A)及び構成(B)を 具備するボビンホルダーの一端部側の中空部の肉厚について適用しようとする動機 付けは存在しない。

とにある。この課題を解決する本発明の要旨とするところは、(イ)片持式の管状支承体が巻取り機に不動に結合されており、(ロ)装着機構が、ボスによって端面側で閉鎖されている円筒状の中空室を有しており、このボスと、前記中空室内へ同心的に突出している軸とが固定的に結合されており、(ハ)前記装着機構の前記軸が、前記管状支承体内へ挿入されていて該管状支承体内の1対のころがり軸受け内で支承されており、(二)前記ころがり軸受けが、ゴム部材内で前記管状支承体に設けられていてかつ前記装着機構および管糸の重心に対して対称的に配置されている点にある」(5欄下から第3段落~第2段落)として、発明の課題及び解決手段が明示されている。

- (4) 本件発明と甲14マイクロフィルムとは、ボビンホルダーとインペラ付きポンプ回転軸という産業上の利用分野の相違に起因して、技術的事項との関連性は、いて、技術的事項との関連性は、いて、技術的事項との関連性は、は、ボビンホルが高義が互いには、「大大術的事項との関連性は、が自己の関連を表現で変化しているボビンホルダーは開示されているが、これらには、「ない」に対応する部材の肉厚を変える旨の文章による明示的記載はなり、大大の原を変える理由についての記載も一切ない」(審決謄本8頁下からおいた、肉厚を変える理由についての記載も一切ない」(審決謄本8頁下からおり、大大のである。さらに、甲10公報及び甲11明細書のボビンホルダーにおり、「本ビンホルダーにおり、「本ビンホルダーにおり、「本ビンホルダーにおり、「本ビンホルダーにおり、「本ビンホルダーの間であり、「本ビンホルダーのである」とについて記載も示唆もないから、開発のはほとんど影響がない。すなわち、これらは、ボビンホルダーの危険速度を向上させることについて記載も示唆もないが、「本ビンホルダーの危険速度向上のために、甲10公報及び甲11明細書記載の技術的事項を、組み合わせる動機付けは存在しない。第5 当裁判所の判断
- 1 取消事由2(本件発明と引用発明との相違点についての認定判断の誤り)に ついて

"K=√c/m(注,以下「甲8式」という。)

という式が与えられる。このばあい、"Kは臨界回転数を、cは装着機構およびその 支承部材の弾性定数を、mは巻取り動作の経過につれて増大する管糸の質量を含め た装着機構の質量を表わしている。臨界回転数の発生を回避させる1つの可能性 は、臨界回転数を運転回転以上に置くように装着機構およびその支承部材を鋼性に 設計することである」(2欄第3段落~3欄第2段落)と記載され,甲16公報に 設計することである」(2 傾用3 段落~3 傾用2 段落)と記載され、中16 公報にも同様の記載があり、これらの記載によれば、臨界回転数には、甲8 式が適用できるものであることが認められる。また、ボビンホルダーの危険速度とは、ボビンホルダーを静止状態から回転を開始し、回転数を増大し続けるとボビンホルダーの振動の振幅が大きくなる特定の回転数であり、基本的に、ボビンホルダーの材質や形状によって定まる固有振動数(臨界振動数)に一致することは、被告の自認するところである。さらに、上記「臨界回転数の発生を回避させる1つの可能性は、臨界回転数の発生を回避させる1つの可能性は、臨界回転数を運転回転以上に置くように特美機構な上げるのまる報せを開始に記述する。 回転数を運転回転以上に置くように装着機構およびその支承部材を鋼性に設計す る」という記載から、装着機構及びその支承部材の剛性を高くすると臨界回転数を 高くすることができ、甲8式から、管糸の質量を含めた装着機構の質量を小さくすることにより臨界回転数が大きくなることも明らかである。他方、上記「片持ち式に支承された回転可能な装着機構」は、本件発明の「ボビンホルダー」に相当する ことも明らかであるから、甲8公報及び甲16公報には、支承部材や管糸を含めた ボビンホルダーの剛性を高くする、あるいは、その質量を小さくすると、当該ボビンホルダーの固有振動数(臨界回転数)を高くすることができることが開示されて いる。そして、甲8公報及び甲16公報は、それぞれ本件特許出願より約9年前の 昭和51年11月15日及び約4年前の昭和57年5月15日に頒布されたもので あり、しかも、上記引用箇所は、いずれも一般的従来技術を説明した記載であるか ら、甲8公報及び甲16公報に記載された上記技術的事項は、本件出願前に当業者 の技術常識(以下「技術常識()」という。)であったことが明らかである。 この点について、被告は、甲8公報には、ボビンホルダー全体を一つとし

てとらえ、全体を「剛性に設計する」というような考え方があり得るが、このような考え方では成功しないことが記載され、結局、甲8公報記載の発明の特徴は、「前記ころがり軸受けが、ゴム部材内で前記管状支承体に設けられていてかつ前記段落)にあり、ボビンホルダー部に相当する「円筒状の中空室」について何らかの工夫をすることは、他の部分の記載を含めて、一切言及されていないと主張するしたしながら、甲8公報及び甲16公報が、ボビンホルダー全体を一つのものとしてとらえ、全体を「剛性に設計する」という考え方を示した上で、課題の解決手段として、ボビンホルダー軸の工夫のみが開示されているものであるとは、上記の投入び甲16公報に接した当業者が上記技術的事項を理解することは、上記のよりであるから、被告の上記主張は、甲8公報及び甲16公報が開示する技術的事項に係る上記認定を何ら左右するものではない。

項に係る上記認定を何ら左右するものではない。 (3) 次に、甲12刊行物及び甲13刊行物は、機械設計において当業者が広く参照する一般的な文献であると認められるところ、甲12刊行物の「表4.53 漸変断面軸の横振動」(364頁)及び甲13刊行物「第23表(b)棒の横振 動」の「5.変断はいる。 が先端のはいる。 が先端のである。 が先端のである。 が先端のである。 のに動物にでは、 のには、 のには、

被告は、本件発明と甲14マイクロフィルムとは、ボビンホルダーとインペラ付きポンプ回転軸という産業上の利用分野の相違に起因して、技術的意義が互いに根本的に異なり、本件発明と甲14マイクロフィルム記載の技術的事項との関連性は、ほとんどないとも主張するが、機械設計の分野において、高速回転時における軸の固有振動数に基づく振動を抑制するという技術課題が技術常識に属するものであることは、甲12刊行物及び甲13刊行物から明らかであり、ボビンホルダーの技術分野に属する者が、上記技術課題を解決するに当たって、同じく高速回転軸を使用するポンプ回転軸の技術を参照し、適用することに、何ら困難は認められず、被告の上記主張は採用することができない。

断面積を小さく)した中空軸は、全体の肉厚を一様に根元側の厚さとした中空軸よりも固有振動数が大きくなるという、上記周知の技術的事項を適用することは、当業者が容易にし得ることというべきである。そして、本件発明と引用発明が、「(A)一端部側に中空部を有し、ボビンを把持するための保持機構が設けられた

「(A)一端部側に中空部を有し,ボビンを把持するための保持機構が設けられた ボビンホルダー部と、一端部が駆動手段に接続され、他端部が前記中空部内を貫通 して前記ボビンホルダー部に固定されるボビンホルダー軸とから構成されたボビン ホルダーであって、(B)前記ボビンホルダー軸は、前記ボビンホルダー部と前記ボビンホルダー軸との接続部近傍においてフレームから前記中空部内に突出された 管状支持体で回転自在に支承されたボビンホルダー」(審決謄本7頁(一致点)) である点において一致することは当事者間に争いがなく、引用発明のボビンホルダ -部は、固有振動数を高くするための上記周知技術を適用する対象として、当然考 慮されるべきものであり、他方、引用発明のボビンホルダー部において、ボビンホ ルダー軸との接続部に近い中空部は、ボビンホルダー軸と一端部側中空部とを接続 しているといえるから、ボビンホルダー部に上記周知技術を適用して、その中空部 の肉厚を薄くして、質量を小さくする際に、ボビンホルダー軸との接続部に近い側 の肉厚に比べて、当該接続部から遠い一端部側の肉厚を薄くした方が、逆の肉厚にした場合や、均一の肉厚にした場合に比べて、ボビンホルダー部の曲げ・ねじれない。 どに対して耐える能力、すなわち剛性が高いことは、技術常識からして明らかであ るから、引用発明のボビンホルダーに上記周知技術を適用し、ボビンホルダーの一部を構成するボビンホルダー部の剛性を高くし、その質量を小さくしようとするに 当たって、ボビンホルダー部の中空部の肉厚を本件発明の相違点に係る構成のよう とは、当業者が当然選択し得る程度の事項にすぎないというべきである。 また、本件発明の「ボビンホルダーを環状支持体が駆動手段側から中空部を奥深く 貫通してボビンホルダー部とボビンホルダー軸との接続部近傍で回転自在に支持 しかも上記ボビンホルダー部の中空部肉厚が上記ボビンホルダー軸との接続部 側で厚くされ、該接続部からフレーム側に延びる端部側で薄くされているので、ボ ビンホルダーの危険速度が高くなり、したがってこの分だけ使用回転数範囲が高く なって、安定した高速回転を可能ならしめることができる。また、従来技術に比べてボビンの小径化を計ることができるので、ボビン費の低減を計ることができる。また、ボビンホルダー部の長尺化を実現することができ、生産性が向上するなどの利息を有する」(本件明細書〔甲1〕7欄~8欄〔効果〕)との作用効果も、引用 発明及び上記周知技術から当業者の予測し得る程度のものというべきである。

(6) 被告は、引用例(甲4)及び甲8公報は、ボビンホルダー軸(軸中央部分 19, 軸部分10)における危険速度の問題の解決が開示されているにすぎず、甲 8公報は、ボビンホルダー全体の振動問題は、ボビンホルダー軸における振動問題 に帰結するという当業者の認識の下でされたものであり、引用例も、ボビンホルダー全体の危険速度の問題は、ボビンホルダー軸における危険速度の問題に帰結するという当業者の認識の下でされたものであり、甲5公報~甲7公報には、危険速度 の問題は言及されていないから、引用例及び甲5公報~甲8公報は、本件特許出願 当時において、構成(A)及び構成(B)を具備するボビンホルダーについて、均 ーな肉厚を有する。ボビンホルダー部の一端部側の中空部の危険速度の問題に着目 これを解決することにより中空部を長くせしめ、小径ボビンを使用して高速回 転を可能にする長尺ボビンホルダーを提供するという本件発明の課題(本件明細書 〔甲1〕3欄下から第2段落)が当業者には知り得ないものであったことを示して いるということができ、このような状況にあって、仮に、原告主張の技術的事項が 当業者に周知であったとしても、その技術的事項を構成(A)及び構成(B)を具備するボビンホルダーの一端部側の中空部の肉厚について適用しようとする動機付 けは存在しないと主張する。しかしながら、仮に、引用例及び甲5公報~甲8公報 の記載事項から、本件発明の上記課題が当業者には知り得ないものであったとして も、引用発明のボビンホルダーにおいて、ボビンホルダーの回転速度を高くして紡績装置の生産性を向上するという周知の課題に基づき、上記周知技術を採用することは、当業者が容易にし得る程度の事項であることは、上記のとおりであって、構成(A)及び構成(B)を具備するボビンホルダーの一端部側の中空部の肉厚につ いて上記周知の技術的事項を適用する動機付けが存在するから、被告の上記主張は 理由がない。

(7)以上検討したところによれば、引用発明に上記周知の技術的事項を適用することにより本件発明の構成に至ることは、当業者が容易に想到することというべきであるから、これを否定した審決の認定判断は誤りというほかない。

2 以上のとおり、原告主張の取消事由2は理由があり、この誤りが審決の結論 に影響を及ぼすことは明らかである。 よって、その余の点について判断するまでもなく、審決は取消しを免れず、 原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

## 東京高等裁判所知的財産第2部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	岡	本		岳
裁判官	早	田	尚	貴